

松江市観光振興基金条例

(設置)

第1条 将来における感染症のまん延、地震その他の自然災害等による観光関連産業への影響に的確に対応し、これらの緊急時における観光需要の回復及び喚起を図るため、松江市観光振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、松江市宿泊税条例（令和7年松江市条例第30号）の規定に基づく宿泊税の収入のうち、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の緊急時における観光需要の回復及び喚起に資する事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。